

自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議から「他の保険制度等において総所得金額等を用いることが公平と判断された場合であっても、介護保険制度において同様の判断が当てはまるとは限らず、保険料の算定基礎は、各保険制度において判断されるべきものである」、「介護保険料の算定基礎に総所得金額等を用いることとした場合、その減収した保険料は、第一号被保険者全体に転嫁されることになるなど影響も大きい」、「条例で本件のような場合に減免措置を講ずることができる旨を市町村に周知する方向で検討を促すことにしてはどうか」等の意見をいただきました。これを踏まえて、平成27年3月10日に厚生労働省老健局にあっせんし、同年6月5日に回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

介護保険料は、合計所得金額を基に算定されるため、自宅買換えの際、売却代金がほとんど手元に残らない場合や持ち出しになる場合であってもその売却代金が所得に計上され、保険料が以前よりも高額になることがある。国民健康保険制度や後期高齢者医療制度では、自宅を売却した際に3,000万円の特別控除が適用される総所得金額等（旧ただし書き方式）を基に保険料が算定されるため、介護保険制度においても総所得金額等を用いてほしい。また、介護保険制度において総所得金額等を用いることができない場合は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において、「介護保険料について市町村は、条例で独自に減免措置を講ずることができる」とされているので、市町村に対して自宅買換えの際に介護保険料の減免措置を講ずるように要請してほしい。

(あっせん要旨)

厚生労働省は、保険者（市町村）における保険料の減免が介護保険財政に影響を与え得ることを明確にした上で、市町村に対し、条例により自宅買換えの際等に保険料の減免措置を講ずることができることを周知する必要がある。

(厚生労働省老健局からの回答要旨)

- 都道府県に対し、以下の事項を市町村へ周知するよう通知を発出した。
- ① 自宅の買換えに伴う譲渡所得の増加により保険料が前年度よりも高額となった場合について、市町村が特別の理由があると認め、必要と判断される場合には、法第142条に基づき、条例を定めて保険料を減免することが可能である。
 - ② 減免に要する費用は、給付費全体の22%を負担する他の第1号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、減免を検討する場合には、その影響を十分に考慮して検討を行うことが適切である。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、仲山

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>